

トピックス

- 金英蘭弁護士、個人情報の越境に関する講演を実施

法令速報

- 生態環境部、危険廃棄物の規範化された環境管理を更に強化
- 商務部、外商投資発展奨励プロジェクトの輸入設備減免税政策を更に明確化
- 税関総署、加工貿易発展の奨励に関する措置を公開
- ICV 製品の参入と道路通行の試行業務、始動される

弁護士コラム

- 中国投資撤退における土地および建物の処理方法

金英蘭弁護士、個人情報の越境に関する講演を実施

2023年12月6日に北京金誠同達法律事務所のシニアパートナー弁護士である金英蘭はお招きを受けて上海日本商工クラブ様の開催された徐匯地域連絡会総会に参加し、「個人情報の越境移転に関する最新動向について」と題する講演を行わせていただきました。

今回の講演におきまして金英蘭はデータ三法の全体像、個人情報越境の全体像および個人情報越境の動向という三つの面からデータと個人情報との関係性、個人情報越境ルートの種類、個人情報越境制限緩和の動向、当面の企業によるデータ三法への対応の方法などの多くの企業の関心の的となっている個人情報の越境にかかわる奥深い法的規範と実務をめぐって平易な表現を用いた解説を行い、会議に参加された多くの日系企業の皆様からの高いご評価を頂きました。

金誠同達の日本業務チームは中国国内で最も早期からサイバーセキュリティとデータコンプライアンスに

関するサービスに従事している弁護士チームのうちの一つであり、専門的かつ全面的なデータコンプライアンスサービスを企業の皆様にご提供することができます。データコンプライアンス調査の実施、データ越境セキュリティ評価の展開をめぐる会社へのご協力、データコンプライアンス体系の構築、サイバーセキュリティの保障をめぐる法的な案のご提供などの面におきましても豊富な経験を有しており、国内外のクライアントの方々、特に日系企業の皆様からの広範にわたるご好評を頂いています。

生態環境部、危険廃棄物の規範化された環境管理を更に強化

危険廃棄物に対する管理の更なる強化を目的として生態環境部弁公庁は 2023 年 11 月 7 日、「危険廃棄物の規範化された環境管理に係る業務の更なる強化に関する通知」(以下「通知」)を公布した。

「通知」においては情報化の手段が運用された危険廃棄物に対する規範化された環境管理水準の将来的な引上げが明確に規定されており、これには具体的には次のものが含まれている。

1、危険廃棄物電子ラベル表示 QR コードの全面的な統一化。2024 年 1 月 1 日以降、危険廃棄物の環境重点監督管理組織は、国家固体廃棄物システムを通じて危険廃棄物電子ラベル表示 QR コードを生成及び受領し、危険廃棄物電子管理台帳の制定に関する国家の要求に従って国家固体廃棄物システムと同期する電子管理台帳を確立しなければならない。電子ラベル、電子管理台帳などの情報化された措置の応用がその他の危険廃棄物が発生する組織に奨励されている。

2、全国統一番号の危険廃棄物電子移転複写伝票の全面的な実施。2024 年 1 月 1 日以降、危険廃棄物を移転する組織は、国家固体廃棄物システムやその APP などを使用して移転の軌跡をリアルタイムで記録しなければならない。その他の方法を採用する場合には、リアルタイムの移転の軌跡と国家固体廃棄物システムとの同期性を確保しなければならない。

3、危険廃棄物輸出許可通知書の電子化の全面的な実施。2024 年 1 月 1 日以降、危険廃棄物の輸出を申請する組織は、生態環境部のウェブサイト上の政務サービスプラットフォームを通じて危険廃棄物輸出許可電子通知書を照会した上で、これをダウンロードして使用することができる。

(出典：https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk05/202311/t20231108_1055528.html)

商務部、外商投資発展奨励プロジェクトの輸入設備減免税政策を更に明確化

商務部は 2023 年 11 月 8 日、「外商投資企業を対象とする国家発展奨励外商投資プロジェクト輸入設備減免税政策適用実施業務の更なる遂行に関する通知」(以下「通知」)を公開した。

「通知」の規定によると、企業またはその投資者は外商投資情報の報告を行う際には国家が発展を奨励している外商投資プロジェクトの情報を事実即して正確かつ完全に記入した上で報告しなければならない。これにはプロジェクトの国家が奨励している外商投資産業目録の範囲への属否、プロジェクトの内容(プロジェクト名称と具体的な内容)、プロジェクトの性質、適用を受ける産業政策の条目、プロジェクトの総投資額(米ドル換算値)、プロジェクトの開始年度、プロジェクトの終了年度、プロジェクトの外貨収支率(米ドル換算値)などが含まれている。誤りの不存在に対する省級商務主管部門の確認を経た後に、企業またはその投資者は情報報告機構の発送する「外商投資(会社/パートナーシップ企業)初期報告受理書」または「外商投資(会社/

パートナーシップ企業)変更報告書受理書」を受領した上で当該受理書(中国語:回執)をもって税関における輸入関税徴収免除手続を処理する。

(出典:<http://www.mofcom.gov.cn/article/zcfb/zczxzc/202311/20231103454063.shtml>)

税関総署、加工貿易発展の奨励に関する措置を公開

加工貿易の持続的かつ安定的な発展の推進を目的として税関総署は2023年11月14日、2023年の166番目の公告(以下「公告」)を公開した。公告の主な内容には、加工貿易企業間保税貨物移送手続(中国語:深加工結転)の集中申告期限の緩和、加工貿易における完成品の輸出・返品・交換に対する管理の合理化、企業グループの加工貿易を対象とする監督管理モデルの適用範囲の拡張、中国国内販売集中徴税手続の簡素化、中国国内調達設備出区手続の簡素化などが含まれている。

公告によると、企業は集中申告の方法を採用して「深加工結転」業務を処理する場合には、毎月の月末前に前月の「深加工結転」消込リストと通関書類に対する集中申告を行わなければならない。「加工貿易手冊」に従った管理を実施する企業は、集中申告を行う場合には、当該「手冊」の有効期限を超過することができない。帳簿管理を実施する企業は、消込周期(年度申告周期)をまたいで申告する必要がある場合には、翌消込周期(年度申告周期)内に集中申告手続を完成することができる。

(出典:<http://gdfs.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/5494187/index.html>)

ICV 製品の参入と道路通行の試行業務、始動される

工業情報化部等の四部門は2023年11月17日、「ICV参入・路上通行試行業務の展開に関する通知」(以下「通知」)を公開した。

「通知」の規定によると、自動運転機能が搭載されたICV製品の自動車生産企業と同製品の使用主体は共同で政府部門に申請を提起し、審査への合格を経て製品参入資格を取得した後においては、限定区域内における路上通行の試行を展開することができる。試行期間中、道路交通安全上の違法行為または交通事故による安全上の潜在的な災禍の存在の疑い、試行自動車の生産企業または使用主体による安全責任またはサイバーセキュリティ・データセキュリティ・無線通信セキュリティ保護義務の未履行などの情状が車両に発生した場合には、試行を一時的に停止して是正を行わなければならない。「通知」におけるICVに搭載されている自動運転機能とは、国家標準である「自動車運転自動化分級」(GB/T 40429-2021)において定義されている3級運転自動化(条件付自動運転)と4級運転自動化(高度自動運転)の機能をいう。

(出典:https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202311/content_6915788.htm)

中国投資撤退における土地および建物の処理方法

弁護士 杜雲華

近年、人件費の上昇、景気の減速、企業戦略の調整等の原因により、一部の日系企業が中国から撤退を進めている。撤退の方法はさまざまであるが、製造業の場合、中国で土地使用权を取得し、その後、建物(工場)を建築しているのであれば、撤退方法を検討する際に、土地及び地上建物をどのように処理するかは重要な問題となる。本稿は、第三者への譲渡及び政府部門による収用の処理方法及びその留意点を紹介させていただく。

1 第三者への譲渡

外資企業が土地使用权および地上建物を売買形式にて第三者に譲渡する方法である。

(1) 譲渡の前提条件

- ① 土地私下契約に基づき、払下代金を完済し、土地使用权証を取得している。
- ② 地上建物の不動産所有権証を取得している。
- ③ 私下契約の約定に基づき投資し、投資総額の 25%以上の建築建物が完成していなければならない(都市不動産管理法第 39 条)。
- ④ 割当方式で取得した土地使用权の場合には、まず政府部門の認可を取得しなければならず、認可された場合は、通常土地使用权の私下手続を行い、土地使用权払下金を納付する必要がある。

(2) 留意点

- ① 土地使用权証および不動産所有権証の取得の有無の確認
中国では土地の所有権、使用权および不動産(建物)の所有権に関する登記制度が適用されており、法律に準拠して登記して相応の証書を取得できなければ、物権上の権利が認められず、譲渡もできないので、土地使用权および地上建物を処理するには、まず相応の証書を取得しているか否かを確認する必要がある。
- ② 私下契約における譲渡条件の確認
法律上前述の前提条件を満たせば、通常土地使用权を自由に譲渡できるが、一部の経済開発区や工業園區では政策上、すべての企業を誘致対象とはしていないので、土地使用权私下契約に譲渡の条件を規定することがある。例えば、譲受側が土地使用者と同じ購入資格を有することや、事前に土地管理部門および発展改革部門の同意を受けること等である。私下契約に土地使用权の譲渡条件が定められた場合、第三者に譲渡する際には、当該譲渡条件を満たさなければならない。
- ③ 譲受側の事業内容の確認
譲受側の事業内容が現地の産業政策・就業・産業構造の向上に合致し、税收・就業・産業構造の向上について政府に貢献できる場合は、政府の承認を取得できる可能性が高くなる。
- ④ 十分な価格交渉
第三者に譲渡する場合、完全な市場行為であるので、譲渡価格を交渉する余地が十分にある。なお、交渉前に、譲渡対象土地の周辺の土地使用权の私下価格、不動産の売買価格、政府部門の地域発展計画、土地の企画情况等の情報を収集することにより、価格交渉を有利に進めることが可能となる。
- ⑤ 政府部門との事前の意思疎通
第三者に譲渡する場合において取引を完成させるためには、土地管理部門で土地使用权

および地上建物の登記名義の変更手続が必要である。第三者交渉においてせつかく合意に達し、契約を締結しても、土地管理部門の異議により、名義変更手続が進まないのであれば、結局取引を実行できないリスクが生じることになるので、土地使用権および地上建物を購入する意向を有する第三者が現れた場合には、事前に土地管理部門等の政府部門に譲渡できるかどうかにつき事前確認することは非常に重要である。

2 政府部門による収用

(1) 土地関連法規の規定により、政府は以下の状況において土地使用権を収用する権利を有する。

- ① 社会公共利益の需要に基づく使用期間満了前の収用
 国家は土地使用者が法に準拠して取得した土地使用権に対して、私下契約に約定される使用期間満了前に収用しないことを原則とするが、社会公共利益の需要に基づく特別の状況においては、期間満了前に収用できるとされている。この場合、国家は土地使用者の土地の実際の使用年数および土地開発の実際状況によって土地使用者に相応の補償を支払わなければならない。
- ② 使用期間満了による無償収用
- ③ 私下契約に約定する使用期間が満了し、土地使用者が引き続き土地を使用する必要がある場合には、土地使用者は、遅くとも期間満了の1年前までに更新を申請しなければならない。更新許可を受けた場合には、改めて土地使用権私下契約を締結し、規定に従い土地使用権私下金を納付しなければならない（都市不動産管理法第22条）。
 なお、土地使用権私下契約に約定する使用期間が満了し、土地使用者が更新を申請しない、または更新申請が許可されなかった場合には、土地使用権および地上建物は、国により無償で収用されることになる。
- ④ 外資企業の請求による買戻し
 外資企業は解散・清算した場合、土地使用権および地上建物を購入する第三者がおらず、外資企業が自ら処理できない場合には、政府部門に土地使用権の買戻しを要請することができる。この場合、政府部門は買い戻すことができるが、買戻価格は通常市場価格よりかなり低くなる。

(2) 留意点

- ① 政府部門との交渉のポイント
 政府部門により収用される場合、補償金は通常の市場価格より低くなるのが一般的である。したがって、当該方式を選択する場合、できる限り補償金を上げるように交渉することが政府部門との交渉のポイントとなる。通常、政府部門は第三者の不動産評価機構に委託して評価し、評価価格に基づいて補償金を提示する。第三者の不動産評価機構とはいえ、評価方法、取引の背景、評価の目的、評価対象物の範囲等が異なり、評価結果(価格)にかなりの差が生じることがよくあるので、必要に応じて事前に自ら評価機構に委託し、土地使用権および地上建物の価値を公平・合理的に評価し、その価値を事前に把握する必要がある。
- ② 外部専門家の活用
 投資撤退に関する政府部門との交渉においては、外資企業は通常弱い立場に置かれる。さらに、中国と日本の文化、習慣が違い、交渉術もかなり異なるので、政府部門との交渉においては外部の専門家の意見を聞くとともに、必要に応じて交渉に同行させることが非常に重要となる。

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>